

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金

公募要領(第21次募集)

[中小製造業者対象]

宮城県では、東日本大震災により被災された中小企業者のうち製造業者（以下「中小製造業者」という。）の生産施設及び生産設備の復旧を支援するため、「中小企業施設設備復旧支援事業」を実施し、その補助金の交付を受ける事業者の公募を行います。

募 集 期 間

令和2年11月2日(月)～令和2年12月4日(金)

宮 城 県

本事業に関する問合わせ先

《食料品製造業》 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班

【電話 022（211）2812】

《上記以外の製造業》 経済商工観光部 新産業振興課 新産業支援班

【電話 022（211）2722】

目 次

1 事業の概要	
1-1 目的	1
1-2 補助対象事業	1
1-3 補助率及び補助限度額	1
1-4 事業期間	1
1-5 事業の標準的な手続きと流れ	2
2 補助事業の要件	
2-1 対象となる事業者	3
2-2 対象となる事業要件	3
2-3 補助の対象となる経費	4
3 補助採択の選定方法	
3-1 評価方法	6
3-2 評価のポイント	6
4 申請方法	
4-1 提出書類【法人の場合】	7
4-2 提出書類【個人事業主の場合】	8
4-3 申請書の提出先	9
5 注意事項	
5-1 申請にあたっての注意	10
5-2 県からの補助金の支払いについて	10
5-3 補助事業者から受注業者への代金の支払いについて	10
5-4 消費税の取り扱いについて	11
5-5 補助金により整備した施設・設備（財産）の管理について	11
5-6 他の補助事業の取り扱いについて	11
6 記入要領	
6-1 補助金交付申請書（様式第1号）	12
6-2 補助事業計画書（別紙1）「1 事業者の概要」	13
6-3 補助事業計画書（別紙1）「2 生産施設の復旧整備の内容」	14
6-4 補助事業計画書（別紙1）「3 生産設備の復旧整備の内容」	15
6-5 補助事業計画書（別紙1）「4 補助金申請（実績）額」	16
6-6 補助事業計画書（別紙1）「5 復旧事業の内容・効果」	17
6-7 生産施設位置図配置図の例	18
6-8 生産設備位置図配置図の例	19
6-9 日本標準産業分類表	20
7 中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱	23

※巻末 申請様式集、申請書類チェック表等

1 事業の概要

1-1

目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の生活基盤となっている中小企業者のうち製造業者（以下、「中小製造業者」という。）が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進することを目的とします。

1-2

補助対象事業

東日本大震災により甚大な被害を受けた中小製造業者が、生産能力の早期復旧、雇用維持及び被災地域の復旧のため、事業の再開又は継続をするための生産施設及び生産設備の復旧（修理、建替・入替）をする場合、その経費の一部を補助します。

1-3

補助率及び補助限度額

補 助 率	補助対象経費の1／2以内 (対象経費に消費税分は含みません)
補助限度額	補助上限額 1,000万円 補助下限額 100万円

※ 応募者が多数の場合は、予算の都合により交付されないことや、補助率の範囲内で減額して交付されることがあります。

1-4

事業期間

(1) 募集期間

令和2年11月2日（月）～令和2年12月4日（金）午後5時まで【必着】

※ 上記以外はいかなる理由があっても受付いたしません。御承知ください。

(2) 交付決定

令和2年12月下旬（予定）

(3) 補助事業者説明

令和3年1月下旬（予定）

交付決定を受けた方に、事業執行上の注意点を説明いたします。

なお、日程等は別途調整します。

(4) 事業完了

原則として、令和3年3月31日まで

※ 上記期日までに、経費の支払を完了していることが条件となります。

1 事業の概要

1-5

事業の標準的な手続きと流れ

令和2年12月4日まで	補助金交付申請書の提出 【事業者→県】	
↓		
令和2年12月下旬（予定）	補助金交付決定 【県→事業者】	
↓		
令和3年1月下旬（予定）	補助事業者説明 【県→事業者】	
↓		
必要があり、条件が整えば	概算払：履行調査（現地確認） 【県→事業者】	
↓		
必要があり、条件が整えば	概算払請求書の提出 【事業者→県】	
↓		
必要があり、条件が整えば	補助金の概算払 【県→事業者】	
↓		
補助事業の完了から1ヶ月以内	実績報告書の提出 【事業者→県】	
↓		
受理後	完了検査（現地調査） 【県→事業者】	
↓		
完了検査後	補助金の額の確定 【県→事業者】	
↓		
額の確定後、約1ヶ月程度	補助金の精算払 【県→事業者】	

2 補助事業の要件

2-1

対象となる事業者

次の5つの要件にすべて該当することが必要です。

番号	要 件	解 説
1	県内で事業再開・継続を目指す中小製造業者であること	<u>資本金規模「3億円以下」</u> または <u>従業員規模「300人以下」</u> (ゴム製品製造業は従業員規模「900人以下」(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。))
	「みなし大企業」でないこと	※「みなし大企業」(次のいずれかに該当) ア 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること イ 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること
2	主たる事業として製造業を営んでいること	「製造業」とは、「①新たな製品の製造加工を行う事業所」、「②新たな製品を主として卸売する事業所」の2つの条件を備えた事業所であり、「日本標準産業分類」の中、「E 製造業」に分類されている業種に該当するものです。 ※ 複数業種を営む場合は、被災直前の売上高における製造業売上の割合、施設・設備の使用状況、従業員の構成等を総合的に勘案して判断します。
3	県税に未納がないこと	申請時に、宮城県発行の「納税証明書」を提出していただきます。
4	暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと	暴力団又は暴力団員等であるか調査するため、申請時に「誓約書」と「役員等名簿」を提出していただきます。
5	県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備の復旧等に係る補助金の交付を受けていないこと	同一の法人・個人が、本事業のほか、「中小企業等グループ施設等復旧整備補助金」等の震災復旧関連の補助金を重複して受給することはできません。

2-2

対象となる事業要件

(1) 事業効果の要件 (いずれにも該当すること)

- 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること
- 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること
- 被災地域の復旧に資する事業であること

(2) 被災の要件

- 東日本大震災により、補助の対象となる経費に規定する生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること

2 補助事業の要件

2-3

補助の対象となる経費

【補助対象となる生産施設及び生産設備】・・次のすべてを満たすもの

- ① 東日本大震災により損壊又は滅失したものの復旧に係るもの
- ② 事業の再開又は継続に必要不可欠なもの
- ③ 宮城県内で直接生産活動に利用されるもの
- ④ 事業者の所有するもの（所有とみなされるものを含む）の復旧に係るもの
- ⑤ 別表（※）に掲げる資産の復旧に係るもの
- ⑥ 東日本大震災の発生から事業完了の日までの間に復旧が完了するもの

注) 補助金交付決定の前に行われた復旧事業であっても、写真や書類等による確認が可能であり、県が適正と認めた場合には、補助の対象とします。

※別 表 （補助の対象となる経費）

区分	内 訳
生 産 施 設	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表に記載の資産のうち、種類が建物、構造が次のもので、その用途が「工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの」の施設</p> <p>【構造又は用途】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの○ れんが造、石造又はブロック造のもの○ 金属造のもの○ 木造又は合成樹脂造のもの○ 木骨モルタル造のもの
生 産 設 備	<p>減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）別表第二 機械及び装置の耐用年数表に記載の機械及び装置のうち、設備の種類が以下の設備</p> <p>【設備の種類】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 食料品製造業用設備○ 飲料、たばこ又は飼料製造業用設備○ 繊維工業用設備○ 木材又は木製品（家具を除く。）製造業用設備○ 家具又は装備品製造業用設備○ パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備○ 印刷業又は印刷関連業用設備○ 化学工業用設備○ 石油製品又は石炭製品製造業用設備○ プラスチック製品製造業用設備○ ゴム製品製造業用設備○ なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備○ 窯業又は土石製品製造業用設備○ 鉄鋼業用設備○ 非鉄金属製造業用設備○ 金属製品製造業用設備○ はん用機械器具（はん用性を有するもので、他の器具及び備品並びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。）製造業用設備○ 生産用機械器具（物の生産の用に供されるものをいう。）製造業用設備○ 業務用機械器具（業務用又はサービスの生産の用に供されるもの（これらのものであつて物の生産の用に供されるものを含む。）をいう。）製造業用設備○ 電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備○ 電気機械器具製造業用設備○ 情報通信機械器具製造業用設備○ 輸送用機械器具製造業用設備○ その他の製造業用設備

2 補助事業の要件

<補助対象とならないもの>

次の経費は補助対象外となりますので御注意ください。

対象とならない経費	対象とならないものの例
事業者の所有物件でないものの復旧に係るもの ※「事業者への名義変更をしていなかったなど、事業者が所有しているとみなされるものを除く」	×リース物件 ×【法人の場合】代表者個人や役員、親族が所有する物件 ×【個人事業主の場合】代表者の親族が所有する物件
事業者が、直接生産活動に使用しないもの	×他者に貸し出すための施設・設備
東日本大震災における被災と関連のないもの	×震災で損壊していないものに係る修理、建替・入替 ×震災前の施設・設備からのグレードアップ
仮設(一時的・暫定的な利用)に使用するもの	×仮設工場、仮設作業所、仮設倉庫の整備
土地の整備等に係るもの	×土地の取得費 ×土地の整地・嵩上げ、外構工事、駐車場の整備 ×被災建物、施設等の撤去、処分費用
生産施設・生産設備に含まれないもの	×備品、什器、工具、車両(作業車両含む) ×コピー機、パソコン等の事務用品(生産に不可欠なソフトウェアを除く) ×エアコン(生産に不可欠であり、県が認めた場合を除く) ×事務所、休憩所等の従業員の厚生施設※ ※ 「事務所兼工場」等、一体で建替えた場合で、経費が明確に分離できない場合は、それぞれの施設の床面積の割合に応じて対象経費を計算します。 例) 生産施設 200 m ² , その他施設 100 m ² , 全体経費 600 万円の場合、対象経費は, 600 万円 × 2/3 = 400 万円とします。
間接的な経費	×手数料、保険料、通信費、印紙代、雑費等 ×租税公課(不動産取得税、登録免許税等) ×法令に基づく申請費用(建築確認申請費等)
事業者の費用の支払いが明確に証明できないもの	×経費区分の明細がなく(実施した事業の内訳がわからず)一括で支払われている経費 ×補助対象事業以外の取引と混同して支払いが行われている経費(補助対象経費が明確に区分されている場合を除く) ×補助事業者以外が発行する手形・小切手(いわゆる「回し手形」等)での支払いの場合

3 補助採択の選定方法

3-1

評価方法

県は、補助金の交付申請があつたものの中から、県が定める基準に基づき「補助事業計画」を評価し、予算の範囲内で、地域の被災状況を勘案し、補助金交付に相当する中小製造業者を決定します。

したがって、公募の要件を満たした申請であっても、交付決定とされない場合がありますので、御了承願います。

3-2

評価のポイント

(1) 被害の状況

震災により生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じているか。

- ・施設や設備の被害の程度（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、浸水等）

(2) 施設設備の復旧整備内容

事業者の全部、若しくは一部の独立した生産機能が回復し、早期に事業活動が再開されるか。

- ・生産活動が再開される品目の明確性
- ・上記品目の生産活動が再開される時期

復旧整備の内容が必要不可欠で合理的であるか。

- ・事業活動再開における公的資金の導入の必要性
- ・事業内容と収支計画の整合性等

(3) 生産能力等の回復への効果

復旧整備により事業者の生産能力の回復や雇用維持に大きな効果が期待できるか。

- ・生産能力の回復による出荷額等
- ・生産能力の回復による雇用者数等

(4) 地域への波及効果

復旧整備により地域等の経済・雇用に大きな波及効果が期待できるか。

- ・地域や他企業に及ぼす経済・雇用等の波及効果

4 申請方法

4-1

提出書類【法人の場合】

	書類名	説明
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領12ページ参照。
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領13~17ページ参照。
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。
4	位置図（地図）	復旧する事業所の位置がわかるもの。
5	配置図、平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領18~19ページ参照。
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」
7	定款の写し	
8	登記事項証明書	3ヶ月以内に法務局で発行のもの。全部事項及び現在事項の記載のあるもの。
9	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。
10	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「口当社」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
11	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。法人の役員の氏名等を全て記載すること。巻末様式集参照。
12	株主名簿の写し【株式会社】 社員名簿の写し【特例有限会社】	会社法に基づくもので、任意様式。※「社員」は「従業員」ではありませんので御注意願います。
13	震災時に所有する資産の内容がわかる書類	震災時（平成23年3月11日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。
14	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-1）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
15	「法人事業概況説明書」の写し	平成22年度及び平成23年度法人税の申告の際に提出したもの。
16	罹災（被災）証明書の写し	市町村が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真または書類等を添付。
17	会社案内、パンフレット等	事業所が発行したもので、事業の概要がわかるもの。 【任意】

※巻末の「補助金申請提出書類チェックリスト【法人用】」を併せて提出してください。

4 申請方法

4-2

提出書類【個人事業主の場合】

	書類名	説明
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領12ページ参照。
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領13~17ページ参照。
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。
4	位置図（地図）	復旧する事業所の位置がわかるもの。
5	配置図、平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領18~19ページ参照。
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」
7	住民票抄本	代表者のもの。3ヶ月以内に発行のもの。
8	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。
9	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「□私」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
10	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。役員の氏名等を全て記載すること。巻末様式集参照。
11	震災時に所有する資産の内容がわかる書類	震災時（平成23年3月11日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。
12	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-2）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。
13	「青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写し	平成22年及び平成23年の所得税確定申告の際に提出したもの。
14	罹災（被災）証明書の写し	市町村役場が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真または書類等を添付。

※巻末の「補助金申請提出書類チェックリスト【個人事業主用】」を併せて提出してください。

4 申請方法

4-3

申請書の提出先

《直接持参する場合》【受付時間：平日の午前9時から午後5時まで】

場所	提出先
県 庁	食料品製造業 農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 （県庁 10階） 【電話 022（211）2812】
	上記以外の製造業 経済商工観光部 新産業振興課 新産業支援班 （県庁 14階） 【電話 022（211）2722】
大河原 合同庁舎	大河原地方振興事務所 地方振興部 【電話 0224（53）3199】 柴田郡大河原町字南129-1 大河原合同庁舎 2階
仙 台 合同庁舎	仙台地方振興事務所 地方振興部 【電話 022（275）9114】 仙台市青葉区堤通雨宮町4-17 仙台合同庁舎 4階 ※ 公共交通機関の利用に御協力願います。
大 崎 合同庁舎	北部地方振興事務所 地方振興部 【電話 0229（91）0744】 大崎市古川旭4-1-1 大崎合同庁舎 4階
栗 原 合同庁舎	北部地方振興事務所栗原地域事務所 地方振興部 【電話 0228（22）2195】 栗原市築館藤木5-1 栗原合同庁舎 2階
登 米 合同庁舎	東部地方振興事務所登米地域事務所 地方振興部 【電話 0220（22）6112】 登米市迫町佐沼字西佐沼150-5 登米合同庁舎 4階
石 巻 合同庁舎	東部地方振興事務所 地方振興部 【電話 0225（95）1414】 石巻市あゆみ野5丁目7番地 石巻合同庁舎 3階
・気仙沼 合同庁舎	気仙沼地方振興事務所 地方振興部 【電話 0226（24）2593】 気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6 気仙沼合同庁舎 2階

※ 県庁に来庁者用の無料駐車場はございません。公共交通機関の利用に御協力願います。

※ 県地方振興事務所への提出の場合には、「食料品製造業」「食料品製造業以外の製造業」の区分はありません。

《郵送により提出する場合》

郵 送 先 (宛 名)

〒980-8570

仙台市青葉区本町3-8-1 宮城県庁

《食料品製造業の場合》

農政部 食産業振興課 食ビジネス支援班 【電話 022（211）2812】

《上記以外の製造業の場合》

経済商工観光部 新産業振興課 新産業支援班 【電話 022（211）2722】

《提出期間》

令和2年11月2日（月）～令和2年12月4日（金）午後5時まで【必着】

※ 上記以外はいかなる理由があっても受付いたしません。御承知ください。

5 注意事項

5-1

申請にあたっての注意

- 提出した書類はお返しいたしません。県からお問合せ等を行う場合がございますので、その内容が分かるよう、提出書類のコピーをとって御自身の控えとして保管願います。
- 提出した書類に記載漏れ、記載誤り、添付書類漏れ、添付書類不備がある場合、交付決定できない場合がございますので、特に郵送にて提出の際は今一度確認する等各自御注意願います。
- 審査の経過・結果に関するお問合せには応じかねます。
- 交付決定の際に通知する交付予定額は上限を示すものであって、最終的には現地調査結果等をもって補助金額を決定することから、交付予定額から減額又は取消す場合があります。
- 本事業の実施にあたって、適正かつ透明性等を図るため、補助金の交付決定を受けた場合、補助事業者名（企業名等）が公表となります。なお、行政文書情報の開示請求があった場合には、補助金の交付決定額も開示することになりますので、この点について御承知いただくとともに、適正な事業の執行に努めるようお願いします。

5-2

県からの補助金の支払いについて

＜補助金の支払いは後払いになります。＞

- 県から補助事業者への補助金の支払いは、施設設備の復旧が完了し、工事請負業者や設備納入業者等への代金の支払いが済んでいる経費が対象となります。
- したがいまして、補助事業者から工事請負業者や設備納入業者等への代金の支払に関しては、全て一旦、各補助事業者において立替払で業者等へお支払いいただくことになりますので、御注意願います。

5-3

補助事業者から受注業者への代金の支払いについて

＜補助金の出納は専用の通帳でお願いします。＞

- 事業の経費の執行を明確にするため、補助金に係る事業を行う際は、専用の通帳を作成し、原則として、そこからの「振込」でお支払いされるようお願いします。
＊ 既に支払い済の場合は専用通帳の作成は必要ありませんが、県による現地調査の際に支払い金額が分かる通帳等の提示が必要となります。
- やむを得ず現金での支払となる場合でも、支払額が明示されるよう、必要額をその通帳から引き出して、支出されますようお願いします。
- 補助金専用の元帳も作成し、出納を管理するようお願いします。

＜「回し手形」でのお支払いはできません。＞

- 補助金に係る事業については、補助事業者自身が経費を負担したことを証明する必要があります。
- 経費の支払いの際、費用負担の証明ができない「回し手形（裏書譲渡された手形）」の使用は出来ませんので、御注意願います。

5 注意事項

5-4

消費税の取り扱いについて

<消費税分は補助金の対象となりません。>

- 補助金は、その制度上、消費税分を各補助事業者へお支払いすることが出来ません。
- 補助金の申請には、すべての金額を消費税抜きの数字で積算願います。（内税の場合には、1.05（H26.3.31までの取引）、1.08（H26.4.1からR1.9.30までの取引）又は1.1（R1.10.1以降の取引）で割り戻して、税抜きの価格にて積算願います。）

5-5

補助金により整備した施設・設備（財産）の管理について

<補助事業で整備した施設や設備は、勝手に処分することはできません。>

- 事業が完了した後は、財産の台帳を整備し、保管状況を明らかにしてください。
- 補助金で整備した施設や設備を補助金の交付の目的以外に使用したり、処分したりする場合は、事前に知事の承認を受けなければなりません。
- 処分とは、「取壊し」、「廃棄」、「他の用途での使用」、「貸付」、「譲渡」、「交換」、「担保提供」をすることです。
- 知事の承認が必要な期間は、当該財産の耐用年数を勘案して知事が定める期間となります。
- 知事の承認を受けて財産を処分し、収入を得た場合には、その収入に相当する額の全部又は一部を県に返還する必要があります。

5-6

他の補助事業の取り扱いについて

<国から直接補助金を受けている経費は、当該補助金額分を差し引きます。>

- 国が直接実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の採択を受けた場合、補助対象経費からその国庫補助金等を差し引いた額に今回の補助率である1／2以内を乗じた金額が補助金額となります。

<県が実施する製造業者に対する復旧・復興補助事業との重複はできません。>

- これまでに本事業の補助金の交付を受けている事業者は、追加での申請はできません。（同一事業者による本事業の実施は1回限りとなります。）
- 県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業（例：中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）との重複（併用）はできません。
- 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する上記補助事業の交付決定を受けた場合には、廃止の手続きを申請し、知事の承認を受けてください。すでに交付を受けている補助金があるときは、直ちに返還する必要があります。

<水産業共同利用施設復旧整備事業等との重複はできません。>

- 「食料品製造業」と「農業、林業」「漁業」の複数部門を営んでいる場合、自社の所有であるか、所有外かを問わず、他補助事業等（「水産業共同利用施設復旧整備事業」（水産庁事業）等）により導入された（される）生産施設・生産設備を使用できる場合は、その使用できる生産施設・生産設備と機能・能力が重複している施設・設備は補助金の対象とはできません（例：わかめ作業場、塩蔵機能）。
- なお、このことを確認するため、別紙4「申立書」の提出が必要となります。

(記入要領) 6-1 補助金交付申請書(様式1号)

様式第1号(第8条関係)

令和2年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 交付申請書

上記のとおり記入願います。

令和2年__月__日

提出日を記入願います。

宮城県知事 村井嘉浩 殿

このとおり記入願います。

(申請者)

住所 東京都OO区OO町1-2-3

名称 OO工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 宮城太郎

代表者印

個人事業主は実印

令和2年度において、中小企業施設設備復旧支援事業を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により中小企業施設設備復旧支援事業費補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助事業計画書

「4 補助金申請額」の合計から転記願います。

1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額

(1) 補助事業に要する経費 18,000,000 円
(2) 補助金交付申請額 9,000,000 円

2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分

(別紙「補助事業計画書」のとおり)

3 補助事業完了予定日

令和3年3月31日

※全ての経費の支払が完了する日を記入願います。

※原則として、令和3年3月31日までとなります。

(関係書類)

- ① 補助事業計画書(別紙1)
- ② 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類(見積書の写し)
- ③ 直近3年間の財務諸表
- ④ 定款の写し[法人の場合]
- ⑤ 登記事項証明書(全部事項・現在事項)[法人の場合]又は代表者の住民票抄本[個人の場合]
- ⑥ 納税証明書(税目:全ての県税)
- ⑦ 暴力団排除に関する誓約書(別紙2)
- ⑧ 株主名簿の写し[株式会社の場合]又は社員名簿の写し[特例有限会社の場合]
- ⑨ 中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書(別紙3-1又は別紙3-2)
- ⑩ その他知事が必要と認める書類

6-2 補助事業計画書（別紙1）「1 事業者の概要」

1 事業者の概要

記入欄	説明
①事業者名	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は、登記事項証明書の商号を記入。 個人事業主の場合は、代表者名とし、屋号又は商号をカッコ書きで記入。
②代表者役職・氏名	<ul style="list-style-type: none"> 代表者の役職と氏名を記入。 個人事業主の場合で、代表者の役職を設けていない場合は、氏名のみを記入。
③(本社)所在地 ・電話番号	<ul style="list-style-type: none"> 法人の場合は、登記事項証明書の本店住所を記入。 (※例えば、本社が東京都にある場合は、東京都の住所を記入してください。) 個人事業主の場合は、住民票の住所を記入。
④業種	<ul style="list-style-type: none"> 「日本標準産業分類」(平成25年10月改訂)の分類項目に従い記入。 中分類は〔 〕内に2桁の分類番号と、分類の名称を記入。 小分類は〔 〕内に3桁の分類番号と、分類の名称を記入。 <p>※「日本標準産業分類」については、20ページを参照してください。業種が判断できない場合は、担当課(食産業振興課／新産業振興課)に確認してください。</p>
⑤事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 法人又は個人事業の主な事業内容を箇条書きで記入。 兼業の場合は、その事業内容を箇条書きで記入し、主な事業内容を含めた各々の売上割合も記入。
⑥資本金	<ul style="list-style-type: none"> 申請書作成時点での資本金額を記入。 個人事業主の場合は、記入不要。
⑦従業員数	<ul style="list-style-type: none"> 申請書作成時点における正社員又は正社員に準じた方(期限の定めのないパート従業員も含む)の数について記入。
⑧補助事業担当者	<ul style="list-style-type: none"> 提出書類の内容や事業の内容に関する県からの照会に対応できる方について記入。 「電話番号」「FAX」「Eメール」は、常時、連絡がとれるものを記入。 「書類送付先所在地・名称」は、県からの文書等の送付先を記入。
⑨主な施設の被害状況	<ul style="list-style-type: none"> 「主な施設の名称」については、複数の施設が被災した場合でも、主要なもの1つについて名称を記入。[例：仙台工場、事務所兼工場、等] (施設整備の補助金申請をしない場合でも、記入してください。)
主な施設の被害区分	<ul style="list-style-type: none"> 「全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊、被害軽微」のうち、該当する区分をチェック<input checked="" type="checkbox"/>。 津波被害の状況について、該当する区分をチェック<input checked="" type="checkbox"/>し、浸水の状況をメートル単位で記入する。

記入例

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金 補助事業計画書（補助事業実績報告書）

1 事業者の概要

①事業者名	○○工業株式会社 ※個人事業主の場合 「宮城太郎(宮城工業)」			
②代表者役職・氏名	役職：代表取締役社長 氏名：宮城太郎			
③(本社)所在地 ・電話番号	(〒100-2000) 東京都○○区○○町1-2-3 (電話：03-2000-3000)			
④業種 ※「日本標準産業分類表」から選択	大分類 [E] 製造業	中分類 番号(2ケタ) [26] 生産用機械器具製造業	小分類 番号(3ケタ) [266] 金属加工機械製造業	(売上割合) 100%
⑤事業内容	金属切削加工機械製造		⑥資本金 5000万円	
	(兼業の場合、その事業内容)		⑦従業員数 37人	%
⑧補助事業担当者	役職：工場長 氏名：青葉次郎 電話番号：0225-20-3000 FAX：0225-20-4000 Eメール：shinsan@pref.miyagi.jp 書類等送付先所在地・名称：〒986-0000 石巻市○○町4-5-6○○ 工業株式会社石巻工場			
⑨主な施設の被害状況	「主な施設」の名称 「主な施設」の所在地	石巻工場 石巻市○○町4-5-6	主な施設の被害区分	<input checked="" type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input checked="" type="checkbox"/> 津波・床上 (3.8 m) <input type="checkbox"/> 津波・床下 (m) <input type="checkbox"/> 津波被害なし

6-3 惣助事業計画書(用紙1)「2 生産施設の復旧整備の内容」

2 生産施設の復旧整備の内容(件数が多く用紙が足りない場合は、必要枚数を複写してください)

記入欄	説明
①番号	・記入した行について「1」から通し番号を記入。
②被災施設名	・東日本大震災により被災した生産施設(建物など)について記入。 ・例えば、工場と事務所が一体となっている場合は、「工場兼事務所」等のように記入。
所在地	・被災した生産施設の所在地を記入。 ・表1の「③(本社)所在地・電話番号」に記入した所在地と同じ場合は「本社所在地に同じ」にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
③構造	・「()階建」については、()内に建物の階数を記入。平屋建の場合は「1」と記入。 ・「RC造、鉄骨造、木造、その他」については、該当する区分をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 。さらに、「その他」の場合は、その構造を余白に記入。
④延べ床面積	・被災した工場等の施設の延べ床面積を、m ² 単位で記入。
うち生産施設部分	・被災した施設の全体面積のうち、事務所などの生産と関係のない部分の面積を除いた、生産に必要となる工場などの面積を記入。
⑤被害の程度	・「全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊」のうち、該当する区分をチェック <input checked="" type="checkbox"/> ・さらに、「津波流出、津波浸水、津波なし」のうち、該当する区分をチェック <input checked="" type="checkbox"/>
⑥復旧施設名	・左の欄に記入した被災施設の復旧内容を記入。 ・修理の場合など、施設の名称(用途)が変わらない場合は、「左の施設と同じ」にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
所在地	・施設を復旧した場所を記入。同じ場合で復旧する場合は、「左の施設と同じ場所」にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
⑦構造	・「()階建」については、()内に建物の階数を記入。平屋建の場合は「1」と記入。 ・「RC造、鉄骨造、木造、その他」については、該当する区分をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 。さらに、「その他」の場合は、その構造を余白に記入。
⑧延べ床面積	・整備に係る床面積を、m ² 単位で記入。
うち生産施設部分	・整備した施設の全体面積のうち、事務所などの生産と関係のない部分の面積を除いた、生産に必要となる工場などの面積を記入。
⑨復旧内容	・「修理」又は「建替」のどちらか一方をチェック <input checked="" type="checkbox"/> ・「整備完了」「支払完了」は、それぞれ年月日を記入。整備・支払が完了していない場合は、予定の年月日を記入。
⑩補助対象経費	・復旧整備に要した費用を消費税抜きで記入。見積書等が税込の場合は、税抜きの金額を記入。 ・事務所の整備経費など、補助対象とならない部分の金額は除外して記入。

記入例

2 生産施設の復旧整備の内容

① 番号	被害のあった生産施設の状況				左に記載した生産施設の復旧整備内容				
	②被災施設名	③構造	④延べ床面積 (m ²)	⑤被害の程度	⑥復旧施設名	⑦構造	⑧延べ床面積 (m ²)	⑨復旧内容	⑩補助対象 経費 (税抜き) (円)
			うち生産 施設部分				うち生産 施設部分		
1	石巻工場兼事務所 石巻市○○町 4-5-6 □本社所在地に同じ	(2)階建 □RC造 □鉄骨造 □木造 □その他	820	□全壊 □大規模半壊 □半壊 □一部損壊	新石巻工場 東松島市○○町 7-8 □左の施設と同じ	(1)階建 □RC造 □鉄骨造 □木造 □その他	760	□修理 □建替 整備完了 (H25. 6. 31) 支払完了 (H25. 7. 20)	12,000,000
			620						
2	石巻第2工場 石巻市△△町 3-2 □本社所在地に同じ	(1)階建 □RC造 □鉄骨造 □木造 □その他	380	□全壊 □大規模半壊 □半壊 □一部損壊	□左の施設と同じ	(1)階建 □RC造 □鉄骨造 □木造 □その他	380	□修理 □建替 整備完了 (H23. 10. 31) 支払完了 (H23. 11. 20)	2,000,000
			380						
3	石巻第3工場 (シャッター・6か所) 石巻市△△町 3-2 □本社所在地に同じ	(1)階建 □RC造 □鉄骨造 □木造 □その他	420	□全壊 □大規模半壊 □半壊 □一部損壊	□左の施設と同じ	(1)階建 □RC造 □鉄骨造 □木造 □その他	420	□修理 □建替 整備完了 (H23. 5. 30) 支払完了 (H23. 6. 20)	1,000,000
			420						
「⑩補助対象経費」の合計									15,000,000

6-4 惣助事業計画書(別紙1)「3 生産設備の復旧整備の内容」

3 生産設備の復旧整備の内容(件数が多く用紙が足りない場合は、必要枚数を複写してください)

記入欄	説明
①番号	・記入した生産施設名について「1」から通し番号を記入。
②被災設備名	・東日本大震災により被災した生産設備(機械・装置など)について記入。 ・同じ設備が複数被災した場合は、その数量を()で記入。
設置場所	・被災した生産設備の所在地(設置場所)を記入。 ・表1の「③(本社)所在地・電話番号」に記入した所在地と同じ場合は「本社所在地に同じ」にチェック <input checked="" type="checkbox"/>
③規格・型式・仕様等	・被災設備の規格、型式、仕様の他、性能、機能などについて記入。
④被害の程度	・「全壊、一部損壊」のうち、該当する区分をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 。 ・さらに、「津波流出、津波浸水、津波なし」のうち、該当する区分をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 。
⑤復旧設備名	・左の欄に記入した被災設備の復旧内容を記入。 ・修理の場合など、設備が変わらない場合は、「左の設備と同じ」にチェック。 <input checked="" type="checkbox"/> ・中古の設備を整備する場合は、「(中古)」と記入。 ・同じ設備を複数整備する場合は、その数量を()で記入。
設置場所	・設備を復旧した場所を記入。 ・同じ場所で復旧する場合は、「左の設備と同じ場所」にチェック。 <input checked="" type="checkbox"/>
⑥規格・型式・仕様等	・復旧設備の規格、型式、仕様の他、性能、機能などについて記入。
⑦復旧内容	・「修理」又は「入替」のどちらか一方をチェック <input checked="" type="checkbox"/> 。 ・「整備完了」「支払完了」は、それぞれ年月日を記入。整備・支払が完了していない場合は、予定の年月日を記入。
⑧補助対象経費	・復旧整備に要した費用を消費税抜きで記入。見積書等が税込の場合は、税抜きの金額を記入。

記入例

3 生産設備の復旧整備の内容

①番号	被害のあった生産設備の状況			左に記載した生産設備の復旧整備内容			
	②被災設備名	③規格・型式・仕様等	④被害の程度	⑤復旧設備名	⑥規格・型式・仕様等	⑦復旧内容	⑧補助対象経費(税抜き)(円)
	設置場所			設置場所			
1	自動〇〇機	〇〇工業 ABC-333 型 最大荷重 3トン	□全壊 □一部損壊	自動〇〇機(中古)	△△製作所 FGH-555型 最大荷重 2トン	□修理 <input checked="" type="checkbox"/> 入替 整備完了 (H 24.10.31) 支払完了 (H 24.11.20)	1,600,000
	石巻市〇〇町4 -5-6 □本社所在地に同じ		□津波流出 □津波浸水 □津波なし	東松島市〇〇町 7-8 □左の設備と同じ場所			
2	〇〇加工装置(2台)	〇〇産業 F-403型 加工範囲 200mm ×200mm	□全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊	□左の設備と同じ	〇〇産業 F-403型 加工範囲 200mm ×200mm	□修理 <input checked="" type="checkbox"/> 入替 整備完了 (H 24.7.10) 支払完了 (H 24.8.20)	850,000
	石巻市△△町3 -2 □本社所在地に同じ		□津波流出 □津波浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 津波なし	□左の設備と同じ場所			
3	△△処理装置	〇〇電機 G-565型	□全壊 <input checked="" type="checkbox"/> 一部損壊	□左の設備と同じ	〇〇電機 G-565型	□修理 <input checked="" type="checkbox"/> 入替 整備完了 (H 23.9.5) 支払完了 (H 23.10.20)	550,000
	石巻市△△町3 -2 □本社所在地に同じ		□津波流出 □津波浸水 <input checked="" type="checkbox"/> 津波なし	□左の設備と同じ場所			
「⑧補助対象経費」の合計							3,000,000

6-5 補助事業計画書（別紙1）「4 補助金申請（実績）額」

4 補助金申請（実績）額

記入欄	説明
①補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> 上段：表2「生産施設の復旧整備の内容」の「⑩補助対象経費の合計」の金額を転記。 下段：表3「生産設備の復旧整備の内容」の「⑧補助対象経費の合計」の金額を転記。
②補助金申請（実績）額	<ul style="list-style-type: none"> 補助金として申請する金額（①の1／2以内の金額）を記入。 (1／2の金額で端数が出る場合は、円未満を切り捨て) ※補助金の上限が1千万円ですので、①×1／2の金額が1千万円を超える場合は、1千万円としてください。 ※補助金の下限が100万円ですので、①×1／2の金額が100万円に満たない場合は、補助金の申請ができませんので、注意してください。
③自己資金等	<ul style="list-style-type: none"> 「①補助対象経費」から「②補助金申請（実績）額」を除いた額を記入。
④合計	<ul style="list-style-type: none"> 「①補助対象経費」の金額を、様式第1号「交付申請書」の「補助事業に要する経費」に転記してください。 「②補助金申請（実績）額」の金額を、様式第1号「交付申請書」の「補助金交付申請額」に転記してください。
⑤「③自己資金等」の主な調達先	自己資金の主な調達先を記入してください。[例：「〇〇銀行からの借入」、「会長〇〇の預金を充当」など]

記入例

4 補助金申請（実績）額

区分	①補助対象経費（円）	②補助金申請（実績）額（円） ①×1／2以内	③自己資金等（円） ① - ②
生産施設（円）	(表2の⑩補助対象経費の合計を転記) 15,000,000	7,500,000	7,500,000
生産設備（円）	(表3の⑧補助対象経費の合計を転記) 3,000,000	1,500,000	1,500,000
④合計（円）		(上限1,000万円、下限100万円) 18,000,000	9,000,000
⑤「③自己資金等」の主な調達先	<div style="text-align: right; margin-right: 10px;"> 日本政策金融公庫からの借入 7,000,000円 自己資金 2,000,000円 </div>		

6-6 惣助事業計画書(別紙1)「5 復旧事業の内容・効果」

5 復旧事業の内容・効果

記入欄	説明
①本事業による復旧が生産能力の回復にどのように役立つか	<ul style="list-style-type: none"> 本事業(補助金)による復旧が生産能力の回復にどのように役立つかを、簡潔に記入。 本事業(補助金)による資金調達がなぜ必要なのかを、簡潔に記入。 数量、金額、率など数値を用いて説明すること。
復旧により生産が再開される主な品目	本事業(補助金)を活用した又は活用する復旧により生産が再開される主な品目を記入。
生産再開時期	本事業(補助金)を活用した又は活用する生産再開時期を記入。
②本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つか	<ul style="list-style-type: none"> 本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つかを、簡潔に記入。 人数、率など数値を用いて説明すること。
③本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるか	<ul style="list-style-type: none"> 本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるかを、簡潔に記入。 数値や具体例などもあげながら説明すること。
④製造品出荷額の推移	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの時点に従い、製造品出荷額を記入。 <p>※年間ではなく、1か月分の実績ですので、注意してください。</p>
⑤雇用者数の推移	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの時点に従い、雇用者数を記入。 () 内には、正規雇用者数を内書きで記入。

記入例

5 復旧事業の内容・効果

①本事業による復旧が生産能力の回復にどのように役立つか	(※必ず記入すること!)		復旧により生産が再開される主な品目	旋盤 フライス盤
②本事業による復旧が雇用維持にどのように役立つか	(※必ず記入すること!)		生産再開時期	平成 25 年 6 月
③本事業による復旧が地域の経済・雇用にどのような波及効果があるか	(※必ず記入すること!)			
④製造品出荷額の推移	※震災前の実績 平成 22 年 4 月 (1か月分)	※震災直後の実績 平成 23 年 4 月 (1か月分)	本事業による復旧整備完了後の実績又は目標	平成 25 年 6 月 (1か月分)
	3,521,000 円	1,232,000 円		4,000,000 円
⑤雇用者数の推移	※震災前の状況 平成 22 年 4 月末現在	※震災直後の状況 平成 23 年 4 月末現在	本事業による復旧整備完了後の状況又は目標	平成 25 年 6 月時点
	35 人 (うち正規雇用者 : 20 人)	28 人 (うち正規雇用者 : 15 人)		38 人 (うち正規雇用者 : 23 人)

6-7 生産施設位置図・配置図の例

＜生産施設＞ 配置図の例

※生産施設の所在地を示す地図
例は宮城県庁を示したもの。

※生産施設の配置を示す図面

施設の復旧整備する場所と内容をできるだけ示す。



A4 サイズもしくは A3 サイズニット折りで作成してください

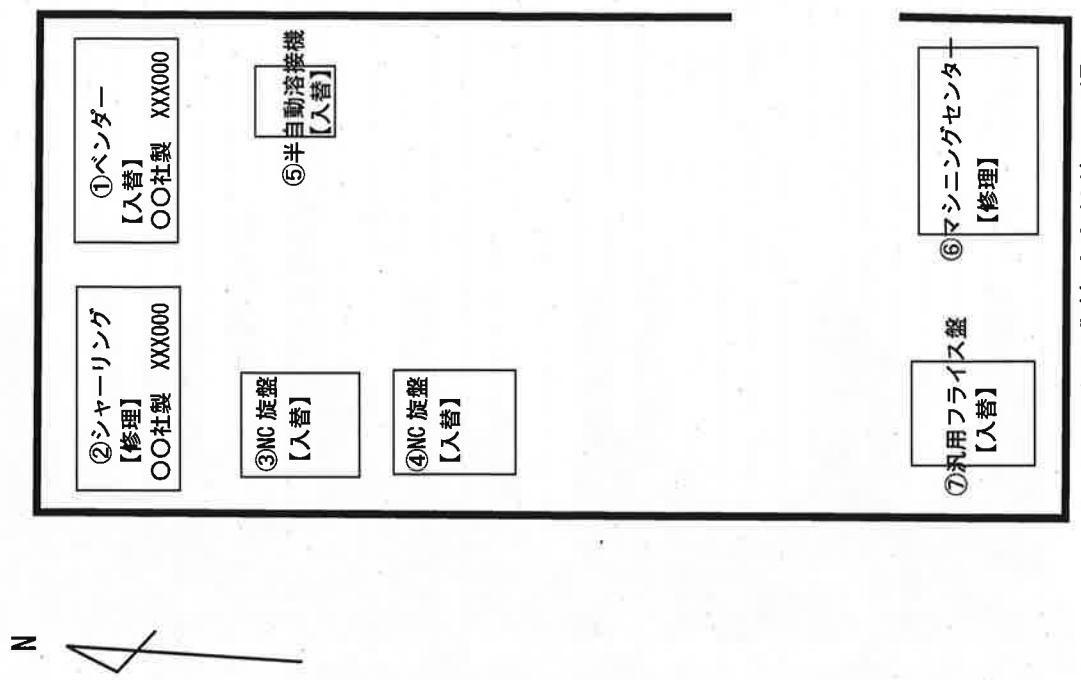
A4 サイズもしくは A3 サイズニット折りで作成してください

6-8 生産設備位置図・配置図の例

＜生産設備＞ 配置図の例

※復旧整備する生産設備のレイアウトを示す図面

(工場の平面図に設備の位置を記載)



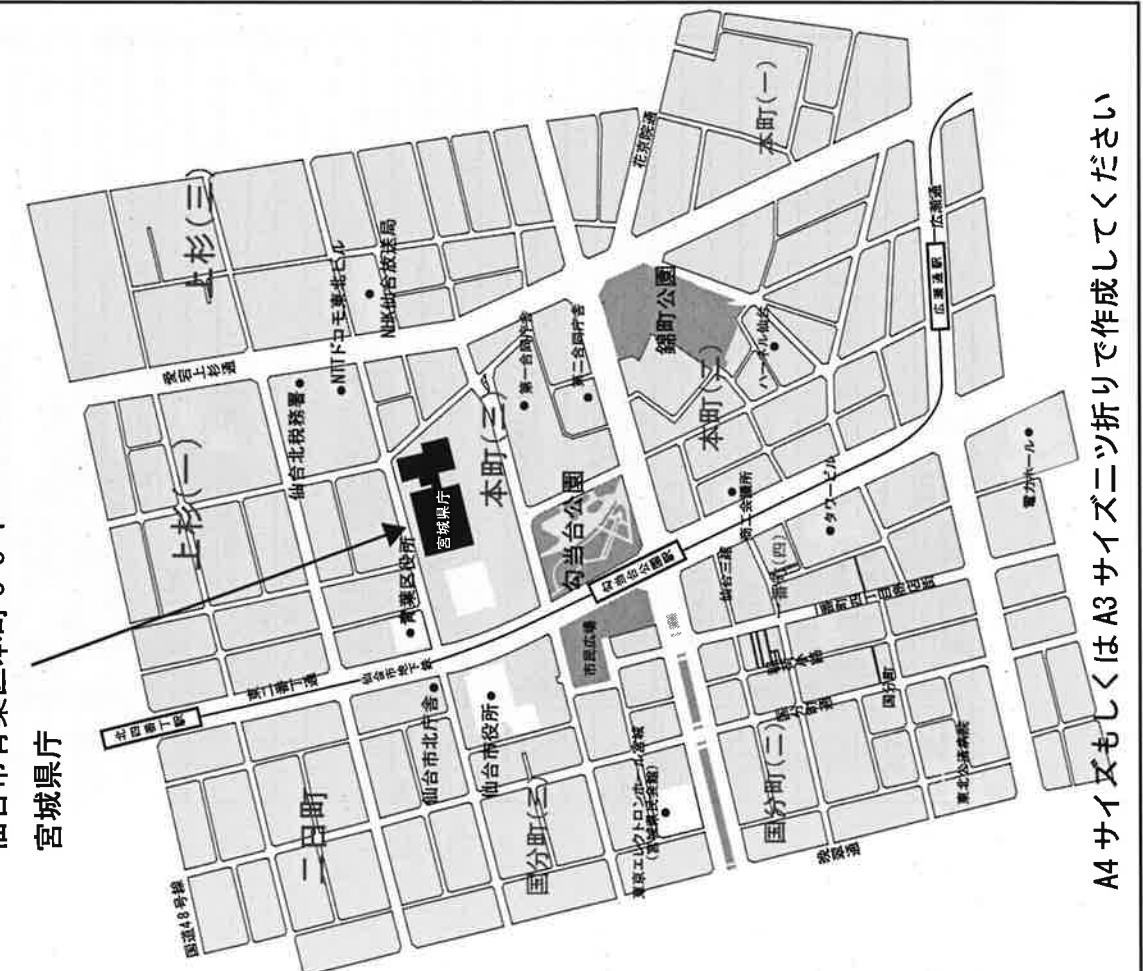
OOO工業株式会社第1工場

A4 サイズもしくは A3 サイズニッ折りで作成してください

位置図の例 <生産設備>

※復旧整備する生産設備の所在地を示す地図

例は宮城県庁を示したもの。



6-9 日本標準産業分類表

日本標準産業分類 E 製造業

中分類 09 食料品製造業	
090 管理、補助的経済活動を行う事業所	130 管理、補助的経済活動を行う事業所
091 畜産食料品製造業	131 家具製造業
092 水産食料品製造業	132 宗教用具製造業
093 野菜缶詰・果実缶詰・農産保存食料品製造業	133 建具製造業
094 調味料製造業	139 その他の家具・装飾品製造業
095 糖類製造業	中分類 14 パルプ・紙・紙加工品製造業
096 精穀・製粉業	140 管理、補助的経済活動を行う事業所
097 パン・菓子製造業	141 パルプ製造業
098 動植物油脂製造業	142 紙製造業
099 その他の食料品製造業	143 加工紙製造業
中分類 10 飲料・たばこ・飼料製造業	144 紙製品製造業
100 管理、補助的経済活動を行う事業所	145 紙容器製造業
101 清涼飲料製造業	149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
102 酒類製造業	中分類 15 印刷・同関連業
103 茶・コーヒー製造業(清涼飲料を除く)	150 管理、補助的経済活動を行う事業所
104 製氷業	151 印刷業
105 たばこ製造業	152 製版業
106 飼料・有機質肥料製造業	153 製本業・印刷物加工業
中分類 11 繊維工業	159 印刷関連サービス業
110 管理、補助的経済活動を行う事業所	中分類 16 化学工業
111 製糸業、紡績業、化学繊維(わいんし)等製造業	160 管理、補助的経済活動を行う事業所
112 織物業	161 化学肥料製造業
113 ニット生地製造業	162 無機化学工業製品製造業
114 染色整理業	163 有機化学工業製品製造業
115 編・縫・レース・綿維粗製品製造業	164 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・塗料製造業
116 外衣・シャツ製造業(和式を除く)	165 医薬品製造業
117 下着類製造業	166 化粧品・香水・その他化粧用調整品製造業
118 和装製品・その他の衣服・綿維製身の回り品製造業	169 その他の化学工業
119 その他の機織製品製造業	中分類 17 石油製品・石炭製品製造業
中分類 12 木材・木製品製造業(家具を除く)	170 管理、補助的経済活動を行う事業所
120 管理、補助的経済活動を行う事業所	171 石油精製業
121 製材業、木製品製造業	172 潤滑油・グリース製造業(石油精製業によらないもの)
122 造作材・合板・建築用組立材料製造業	173 コークス製造業
123 木製容器製造業(竹、どうを含む)	174 調装材料製造業
129 その他の木製品製造業(竹、どうを含む)	179 その他の石油製品・石炭製品製造業

6-9 日本標準産業分類表

日本標準産業分類 E 製造業

中分類 18 プラスチック製品製造業(別掲を除く)	中分類 22 鉄鋼業
180 管理・補助的経済活動を行う事業所	220 管理・補助的経済活動を行う事業所
181 プラスチック板・棒・管・異形押出製品製造業	221 製鉄業
182 プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革製造業	222 製鋼・製鋼圧延業
183 工業用プラスチック製品製造業	223 製鋼を行わない鋼材製造業(表面処理鋼材を除く)
184 発泡強化プラスチック製品製造業	224 表面処理鋼材製造業
185 プラスチック成形材料製造業(廃プラスチックを含む)	225 鉄素形材製造業
189 その他のプラスチック製品製造業	229 その他の鉄鋼業
中分類 19 ゴム・製品製造業	中分類 23 非鉄金属製造業
190 管理・補助的経済活動を行う事業所	230 管理・補助的経済活動を行う事業所
191 タイヤ・チューブ製造業	231 非鉄金属第1次製錬・精製業
192 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	232 非鉄金属第2次製錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む)
193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	233 非鉄金属・同合金圧延業(抽伸・押出しを含む)
199 その他のゴム製品製造業	234 電線・ケーブル製造業
中分類 20 なめし革・同製品・毛皮製造業	中分類 23 非鉄金属素形材製造業
200 管理・補助的経済活動を行う事業所	235 非鉄金属素形材製造業
201 なめし革製造業	239 その他の非鉄金属製造業
202 工業用革製品製造業(手袋を除く)	中分類 24 金属製品製造業
203 革製履物用材料・同附属品製造業	240 管理・補助的経済活動を行う事業所
204 革製履物製造業	241 ブリキ缶・その他のめつき板等製品製造業
205 革製手袋製造業	242 洋食器・刀物・手道具・金物類製造業
206 かばん製造業	243 暖房装置・配管工事用附属品製造業
207 袋物製造業	244 建設用・建築用金属製品製造業(製缶板金業を含む)
208 毛皮製造業	245 金属素形材製品製造業
209 その他のなめし革製品製造業	246 金属被覆・彫刻業・熱処理業(ほうろう鉄器を除く)
中分類 21 炭素・土石製品製造業	247 金属線製品製造業(ねじ類を除く)
210 管理・補助的経済活動を行う事業所	248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
211 ガラス・同製品製造業	249 その他の金属製品製造業
212 セメント・同製品製造業	中分類 25 はん用機器・工具製造業
213 建設用粘土製品製造業(陶磁器製を除く)	250 管理・補助的経済活動を行う事業所
214 陶磁器・同関連製品製造業	251 ポイフ・原動機製造業
215 耐火物製造業	252 ポンプ・圧縮機器製造業
216 炭素・黒鉛製品製造業	253 一般産業用機械・装置製造業
217 研磨材・同製品製造業	259 その他のはん用機械・同部分品製造業
218 骨材・石工品等製造業	
219 その他の窯業・土石製品製造業	

日本標準産業分類 E 製造業

6-9 日本標準産業分類表

中分類 26 生産用機械器具製造業	
260 管理、補助的経済活動を行う事業所	
261 農業用機械製造業(農業用器具を除く)	
建設機械・鉱山機械製造業	
262 織維機械製造業	
263 生活開拓産業用機械製造業	
264 基礎素材産業用機械製造業	
265 金属加工機械製造業	
266 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業	
267 その他の生産用機械・同部分品製造業	
中分類 27 業務用機械器具製造業	
270 管理、補助的経済活動を行う事業所	
事務用機械器具製造業	
271 サービス用・娯楽用機械器具製造業	
272 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業	
273 医療用機械器具・医療用品製造業	
274 光学機械器具・レンズ製造業	
275 武器製造業	
中分類 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	
280 管理、補助的経済活動を行う事業所	
電子デバイス製造業	
281 電子部品製造業	
282 記録メディア製造業	
283 電子回路製造業	
284 ユニット部品製造業	
285 その他の中間部品・部材・部品の製造業	
289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	
中分類 29 電気機械器具製造業	
290 管理、補助的経済活動を行う事業所	
発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業	
291 産業用電気機械器具製造業	
292 民生用電気機械器具製造業	
293 電球・電気・照明器具製造業	
294 電池製造業	
295 電子応用装置製造業	
296 電気計測器製造業	
297 その他の電気機械器具製造業	
299 他に分類されない製造業	

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、中小企業者のうち製造業者（以下、「中小製造業者」という。）が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業に要する経費について、当該補助事業者に対し予算の範囲内において中小企業施設設備復旧支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「東日本大震災」とは、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害をいう。

- 2 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する者をいう。ただし、次項に掲げる「みなし大企業」は除く。
- 3 この要綱において「みなし大企業」とは、次の各号のいずれかに該当する中小企業者をいう。
 - (1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること
 - (2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めること
- 4 この要綱において「製造業者」とは、日本標準産業分類に掲げる製造業に属する事業者とする。

(交付の目的)

第3条 東日本大震災により甚大な被害を受けた地域において、地域の生活基盤となっている中小製造業者が実施する生産施設及び生産設備の復旧事業を支援することにより、被災地域の復旧を促進することを目的とする。

(交付対象事業者)

第4条 補助金の交付対象となる事業者は、本事業により県内の事業再開又は継続を目指す中小製造業者とする。

(補助金の要件)

第5条 知事は、第8条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、次の各号のいずれの要件にも該当するかを審査する。

- 一 本事業により、次のいずれにも効果が見込まれること
 - ア 当該中小製造業者の生産能力の早期復旧に資する事業であること
 - イ 当該中小製造業者の雇用維持に資する事業であること
 - ウ 被災地域の復旧に資する事業であること
- 二 東日本大震災により第6条第3項に規定する生産施設及び生産設備の全部又は一部に甚大な被害が生じていること。

(交付対象経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費は、東日本大震災により損壊若しくは滅失した生産施設及び生産設備のうち、第3条の目的の遂行に必要不可欠であり、県内で直接生産活動に利用される生産施設及び生産設備を復旧（修理、建替・入替）する経費とする。

- 2 前項における生産施設及び生産設備については、別表のとおりとし、補助事業者の所有するものでなければならない。
- 3 知事は、東日本大震災以降で交付決定の前に行われたものであっても、写真や書類等による確認が可能で適正と認められる第1項の経費については、補助金の対象とすることができる。

(補助率等)

第7条 補助率は、前条に規定する経費の2分の1以内とする。

- 2 補助金の上限額は10,000千円、下限額は1,000千円とする。

(交付申請)

第8条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

- 2 中小製造業者は、前項の補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時にお

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

いて消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。ただし、東日本大震災により甚大な被害を受けたため、添付できない書類については、理由書をもって代えることができる。

- 一 補助事業計画書
- 二 補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書の写し）
- 三 直近3年間の財務諸表
- 四 定款の写し
- 五 登記事項証明書（全部事項・現在事項）【法人の場合】又は代表者の住民票抄本【個人の場合】
- 六 納税証明書（税目：全ての県税）
- 七 暴力団排除に関する誓約書
- 八 株主名簿の写し【株式会社の場合】又は社員名簿の写し【特例有限会社の場合】
- 九 中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書
- 十 その他知事が必要と認める書類

4 次の各号のいずれかに該当する中小製造業者は、交付申請をすることができない。

- 一 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- 二 県税に未納がある者
- 三 本事業及び県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けている者

5 知事は、前項第1号に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、県警本部長あて照会することができる。

（交付の決定）

- 第9条 知事は、補助金交付申請の内容が適正であると認められるときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 知事は、前項による交付の決定を行うにあたっては、第8条第2項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 3 知事は、第8条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（補助事業の内容及び経費の配分の変更）

第10条 補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）を行う者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ様式第2号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更についてはこの限りでない。

- 一 補助事業に要する経費の区分相互間の30%以内の変更である場合
- 二 補助目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更である場合

2 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し又は条件を付することができる。
（補助事業の中止又は廃止）

第11条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第3号による申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延等の報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに様式第4号による報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第13条 補助事業者は、知事が補助事業の遂行及び支出状況について報告を求めたときは、速やかに様式第5号による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告のほか、必要と認めるときは、現地調査を行うことができる。

（実績報告）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第11条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から1月を経過した日又は翌年度4月20日のいずれか早い日までに、様式第6号による実績報告書を知事に提出しなければならない。

中小企業施設設備復旧支援事業費補助金交付要綱

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業の実施期間内において県の会計年度が終了したときは、翌年度4月20日までに第1項に準ずる報告書を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付方法)

第15条 知事は、規則第13条の規定により交付すべき補助金の額を確定したのち、補助金を交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要があると認めたときには、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項ただし書の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第7号による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第8号により速やかに知事に報告しなければならない。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の管理)

第17条 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、取得財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならぬ。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業者は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を勘案して知事が定める期間が経過するまでに、取得財産を取り壊し又は廃棄し、他の用途に使用し、他の者に貸し付け、若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供するときは知事に協議し、承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、様式第9号により知事に申請し、あらかじめ承認を受けなければならない。

- 3 知事は、第1項の承認をしようとした場合において、当該承認を受けた補助事業者が当該承認に係る処分により収入があったと認めたときは、当該補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させるものとする。

(国庫補助事業との重複の取扱い)

第19条 国が直接実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業と本事業が重複する場合において、補助金の額は本事業の補助対象となる経費から国庫補助金等を差し引いた額に補助率を乗じた額とする。

(他事業との重複の取扱い)

第20条 本事業の交付決定を受けた後に、県が実施する東日本大震災における製造業者に対する施設設備関連の復旧・復興補助事業の交付決定を受けた者は、様式第3号により知事に申請し、廃止の承認を受けなければならない。

(書類の提出部数)

第21条 この要綱により知事に提出する書類は、A4判で作成することとし、提出部数はそれぞれ1部とする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年9月13日から施行し、東日本大震災による復旧にかかる補助事業から適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

班 長		班 員		担当 者
--------	--	--------	--	---------

納税証明書交付申請書

宮城県 県税事務所長 殿

年 月 日

代理人(代理人申請の場合のみ記入)	
住 所	
氏 名	(印)
電話番号	()

下記のとおり、納税証明書の交付を申請します。
該当する□にレ点を記入し、必要事項を記入してください。

納税義務者	
住(居)所 又は所在地 (ふりがな) 氏名又は名称 及び代表者名	(印)
電 話 番 号 個人番号又は 法人番号	()
※この欄に納税義務者の押印がない場合は委任状が必要です。	

①使 用 目 的 (この申請書は使用目的ごとに作成すること。)	<input type="checkbox"/> 金融機関への融資申込み <input type="checkbox"/> 建設業の許可申請 <input type="checkbox"/> 建設業の変更等の届出 <input type="checkbox"/> 自動車の(名義変更・抹消登録・譲渡)宮・宮・仙城 <input type="checkbox"/> ※宮城県入札参加資格等承認申請 (物品調達等・建設工事・建設関連業務) <input type="checkbox"/> ※酒類(販売・製造)業の免許要件の確認書類 (滞納なし・滞納処分)				
	カ ナ				
	} ②証明事項③税目④期別事業年度 欄は記入する必要はありません。				
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(中小企業施設設備復旧支援事業費補助金)				
①使 用 目 的 が※の場 合は 記入す る必 要は あ りま せ ん。 ② ③ ④	<input type="checkbox"/> 納付すべき額、納付済額、未納額 <input type="checkbox"/> 申請前2年内に納期限が到来した県税に係る徴収金に未納がないこと <input checked="" type="checkbox"/> 未納がないこと <input type="checkbox"/> その他()				
	<input type="checkbox"/> 法人県民税 <input type="checkbox"/> 法人事業税 <input type="checkbox"/> 個人事業税 <input type="checkbox"/> 自動車税種別割 <input checked="" type="checkbox"/> 全ての県税 <input type="checkbox"/> その他()				
④期 別 事業年度	年度(年)(年 月 日から 年 月 日) 年度(年)(年 月 日から 年 月 日) 年度(年)(年 月 日から 年 月 日)				
⑤請 求 通 数	通				

注1 使用目的が※の証明及び未納がないことの証明は確認に時間を要する場合があります。

注2 法人県民税・法人事業税が証明内容に含まれる場合(全ての県税について未納がないことの証明も含む)納税義務者は本社となります。

注3 本社が納税義務者の場合は、代表者印(実印)を押印してください。

注4 上記注3に係る代表者の押印がない場合は本社代表者印が押印された委任状が必要となります。

注5 窓口に来られた方の身分証明書等を確認する場合があります。

注6 加除・訂正した場合で、訂正印のないものは無効です。

注7 ④期別事業年度に表してある年度について個人事業税は期別(事業年)として取り扱います。

県機関使用欄

通 枚 円



申請の方法等について御不明な点がございましたら、下記の納税証明書取扱窓口までお問い合わせください。

事務所名	担当班	電話番号	所在地
①宮城県大河原県税事務所	納税第二班	TEL 0224-53-3112	〒989-1243 柴田郡大河原町字南 129-1
②宮城県仙台南県税事務所	納税第二班	TEL 022-248-2986	〒982-0011 仙台市太白区長町 7-22-20
③宮城県仙台中央県税事務所	納稅部収納管理班	TEL 022-715-0625	〒980-0011 仙台市青葉区上杉 1-2-3
④ 同 扇町出張所 (自動車税のみの取扱いとなります。)	審査収納班	TEL 022-232-5702	〒983-0034 仙台市宮城野区扇町 3-3-10
⑤宮城県仙台北県税事務所	収納管理班	TEL 022-275-9122	〒981-8510 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-17
⑥宮城県塩釜県税事務所	納税第二班	TEL 022-365-4194	〒985-0024 塩竈市錦町 5-28
⑦宮城県北部県税事務所	納税第二班	TEL 0229-91-0704	〒989-6117 大崎市古川旭 4-1-1
⑧宮城県北部県税事務所 栗原地域事務所	税務班	TEL 0228-22-2111(代)	〒987-2551 栗原市築館藤木 5-1
⑨宮城県東部県税事務所	納税第二班	TEL 0225-98-3410	〒986-0850 石巻市あゆみ野 5 丁目 7 番地
⑩宮城県東部県税事務所 登米地域事務所	税務班	TEL 0220-22-6111(代)	〒987-0511 登米市迫町佐沼字西佐沼 150-5
⑪宮城県気仙沼県税事務所	納税班	TEL 0226-24-2531	〒988-0181 気仙沼市赤岩杉ノ沢 47-6

委任状

(代理人) 住 所 _____

氏 名 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

1. 納税証明書の請求及び受領に関する権限

年 月 日

(委任者) 住所又は所在地 _____

氏名又は名称 _____

(法人の場合は、必ず登録のある代表者の印鑑を押印してください。)

補助金申請提出書類チェックリスト【法人用】

○補助金申請の際は、必ずこのチェックリストで提出書類を確認し、申請書と一緒に提出してください。

事業所名

	書類名	説明	チェック欄
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領12ページ参照。	
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領13~17ページ参照。	
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。	
4	位置図	復旧する事業所の位置がわかるもの。	
5	配置図、平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領18~19ページ参照。	
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」	
7	定款の写し		
8	登記事項証明書	3ヶ月以内に法務局で発行のもの。全部事項及び現在事項の記載のあるもの。	
9	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。	
10	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「□当社」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
11	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。法人の役員の氏名等を全て記載すること。巻末様式集参照。	
12	株主名簿の写し【株式会社】 社員名簿の写し【特例有限会社】	会社法に基づくもので、任意様式。 ※「社員」は「従業員」ではありませんので御注意願います。	
13	震災時に所有する資産の内容がわかる書類	震災時（平成23年3月11日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。	
14	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-1）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
15	「法人事業概況説明書」の写し	平成22年度及び平成23年度法人税の申告の際に提出したもの。	
16	罹災（被災）証明書の写し	市町村が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真または書類等を添付。	
17	会社案内、パンフレット等	事業所が発行したもので、事業の概要がわかるもの。【任意】	

補助金申請提出書類チェックリスト【個人事業主用】

○補助金申請の際は、必ずこのチェックリストで提出書類を確認し、申請書と一緒に提出してください。

事業所名

	書類名	説明	チェック欄
1	補助金交付申請書（様式第1号）	県指定の様式。記入要領12ページ参照。	
2	事業計画書（別紙1）	県指定の様式。記入要領13~17ページ参照。	
3	補助事業に要する経費の根拠が分かる書類（見積書等の写し）	補助対象となる施設・設備の復旧について、施工（販売）の価格が分かる見積書や請求書の写しを添付。	
4	位置図	復旧する事業所の位置がわかるもの。	
5	配置図、平面図等	補助対象となる生産施設及び生産設備の配置がわかるもの。記入要領18~19ページ参照。	
6	直近3年間の財務諸表	3期分の「損益計算書」及び「貸借対照表」	
7	住民票抄本	代表者のもの。3ヶ月以内に発行のもの。	
8	納税証明書（税目：すべての県税）	県税事務所の窓口で証明を受けること。巻末様式集参照。	
9	暴力団排除に関する誓約書（別紙2）	県指定の様式。「□私」にチェック☑し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
10	役員等名簿	県警照会用の県指定の様式。役員の氏名等を全て記載すること。巻末様式集参照。	
11	震災時に所有する資産の内容がわかる書類	震災時（平成23年3月11日）の固定資産台帳の写し等資産の一覧が記載されているもの。	
12	中小企業施設設備復旧支援事業に係る申告書（別紙3-2）	県指定の様式。すべての確認事項に回答し、記名押印の上、提出。巻末様式集参照。	
13	「青色申告決算書」又は「収支内訳書」の写し	平成22年及び平成23年の所得税確定申告の際に提出したもの。	
14	罹災（被災）証明書の写し	市町村役場が発行した事業所に係る「罹災（被災）証明書」の写し。ない場合、被害状況の分かる写真または書類等を添付。	

(別紙4)

申立書

宮城県知事 村井 嘉浩 殿

当社は【私は】、**年度中小企業施設設備復旧支援事業費補助金**（以下、「この補助金」という。）の申請にあたり、補助金交付要綱・公募要領に定める要件のほか、下記のいずれの要件にも該当する生産施設・生産設備を復旧する経費を対象として申請していることを申し立てます。また、要件に該当しなくなった場合、若しくは申立内容が事実と相違していることが判明したときは、交付決定が取り消しとなり、この補助金を返還することがあることを承諾します。

記

- 1 申請する補助対象の生産施設・生産設備は、「食料品製造業」部門を営むために必要不可欠なものであり、専ら「農業、林業」「漁業」部門を営むために使用するものではありません。
- 2 当社【私】の所有であるか所有外かを問わず※、他補助事業等（「水産業共同利用施設復旧整備事業」（水産庁事業）等）により導入された（される）生産施設・生産設備で当社【私】が使用できる生産施設・生産設備と機能・能力が重複しているものは補助対象には含まれていません。

以上の内容について、事実と相違ありません。

年 月 日

住 所
名 称
代表者名

印

* 他補助事業等（「水産業共同利用施設復旧整備事業」（水産庁事業）等）により導入された（される）生産施設・生産設備で、自社の所有でなくとも共同利用等により自社の事業に使用できる場合には、使用できる生産施設・生産設備と機能・能力が重複しているものはこの補助事業の対象とはできません。

